

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和6年度をもって滋賀県立文化産業交流会館の業務のうちビジネスオフィスの提供を廃止するため、滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立文化産業交流会館の業務のうち、ビジネスオフィスの提供を廃止することとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 3 条第 1 項および第 2 項中「、ビジネスオフィスを除き」を削る。

第 4 条の見出し中「ホール等の」を削り、同条第 1 項中「(ビジネスオフィスを除く。)」を削る。

第 5 条および第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項中「第 4 条第 1 項または」を削り、同条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条中「もしくは第 6 条第 1 項」を削り、同条第 2 号中「または第 6 条第 1 項」を削り、同条第 3 号中「または第 6 条第 2 項各号」を削り、同条第 5 号中「または第 6 条第 4 項」を削り、同条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

第 11 条第 1 項第 1 号中「(第 5 条の規定による承認を除く。)」を削り、同条第 2 項中「、第 8 条および第 9 条」を「および第 7 条」に改め、同条を第 9 条とし、第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とし、第 14 条を第 12 条とする。

第 15 条中「第 11 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 13 条とする。

第 16 条第 1 項中「第 11 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に、「第 7 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 14 条とし、第 17 条を第 15 条とする。

別表中「第 7 条、第 16 条」を「第 5 条、第 14 条」に改め、同表第 2 項を削り、同表第 1 項中表および注以外の部分を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (業務) 第2条 文化産業交流会館は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 省略 (4) <u>スモールオフィス・ホームオフィス（情報通信技術を活用した小規模な事務所等による操業の形態をいう。以下同じ。）による事業のための施設（以下「ビジネスオフィス」という。）の提供</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な業務</u> (開館時間等) 第3条 文化産業交流会館の開館時間は、<u>ビジネスオフィスを除き</u>、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、イベントホール、小劇場、練習室および会議室については、午前8時30分から午後9時30分まで使用することができる。 2 文化産業交流会館の休館日は、<u>ビジネスオフィスを除き</u>、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 3 省略 (<u>ホール等の使用の承認</u>)	第1条 省略 (業務) 第2条 文化産業交流会館は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 省略 (削除) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な業務</u> (開館時間等) 第3条 文化産業交流会館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、イベントホール、小劇場、練習室および会議室については、午前8時30分から午後9時30分まで使用することができる。 2 文化産業交流会館の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 3 省略 (使用の承認)

第4条 文化産業交流会館の施設（ビジネスオフィスを除く。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 省略

（ビジネスオフィスを使用することができる者）

第5条 ビジネスオフィスを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたものとする。

（1） スモールオフィス・ホームオフィスによる事業を行う者で、ビジネスオフィスの使用の開始の日において当該事業に係る創業の日から5年を経過しないもの

（2） スモールオフィス・ホームオフィスによる事業を支援するため適当であると知事が認める事業を行う者

（ビジネスオフィスの使用の承認）

第6条 前条の規定による承認を受けた者がビジネスオフィスを
使用しようとするときは、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

（1） 文化産業交流会館における秩序を乱し、または善良な風俗

第4条 文化産業交流会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 省略

（削除）

（削除）

を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 文化産業交流会館の施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他文化産業交流会館の管理上支障があると認められるとき。

3 ビジネスオフィスを使用することができる期間は、3年以内とする。

4 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、文化産業交流会館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(使用料)

第7条 第4条第1項または前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2～5 省略

第8条 省略

(使用の承認の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項もしくは第6条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 省略

(2) 使用者が詐欺その他不正の行為によつて第4条第1項または第6条第1項の規定による承認を受けたとき。

(使用料)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2～5 省略

第6条 省略

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 省略

(2) 使用者が詐欺その他不正の行為によつて第4条第1項の規定による承認を受けたとき。

(3) 使用者が第4条第2項各号（同項第4号を除く。）または第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 省略

(5) 使用者が第4条第3項または第6条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

(6)・(7) 省略

第10条 省略

（指定管理者による管理）

第11条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化産業交流会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務（第5条の規定による承認を除く。）

(2)・(3) 省略

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条、第8条および第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第12条～第14条 省略

（指定管理者による開館時間等の変更）

第15条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務

(3) 使用者が第4条第2項各号（同項第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 省略

(5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(6)・(7) 省略

第8条 省略

（指定管理者による管理）

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化産業交流会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2)・(3) 省略

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条～第12条 省略

（指定管理者による開館時間等の変更）

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務

を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第16条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に文化産業交流会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2～6 省略

第17条 省略

付則 省略

別表（第7条、第16条関係）

1 イベントホール等

表・注 省略

2 ビジネスオフィス

<u>区分</u>	<u>金額</u>
<u>区画1</u>	円
	1月につき 24,700
<u>区画2</u>	同 25,100
<u>区画3</u>	同 24,600
<u>区画4</u>	同 24,600
<u>区画5</u>	同 28,300

を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に文化産業交流会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2～6 省略

第15条 省略

付則 省略

別表（第5条、第14条関係）

(削除)

表・注 省略

(削除)

<u>区画 6</u>	<u>同 24,200</u>
<u>区画 7</u>	<u>同 26,200</u>
<u>区画 8</u>	<u>同 24,300</u>
<u>区画 9</u>	<u>同 24,300</u>
<u>区画10</u>	<u>同 25,300</u>

注

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。
- 2 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。